

平成30年度青森市国民健康保険事業重点事項について

1 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として、地域住民の医療機会の確保や健康の保持・増進に大きく寄与してきた。

しかしながら、国民健康保険は制度上、「加入者の年齢構成や医療費水準が高い」、「所得水準が低く、さらには所得に占める保険料負担が重い」など構造的課題を抱えていることを受け、これらを解消し、将来にわたって国民皆保険制度を持続可能にするという観点から、国においては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に成立し、併せて、国と地方との協議の場である「国保基盤強化協議会」においては、厚生労働省と地方団体の代表との間で議論を重ねた結果、詳細な事務の運営方法や具体的な財政支援のあり方などを決定し、平成30年4月から、制度創設以来の大改革が施行された。

この国保制度改革は2つの大きな柱で構成されており、一つ目の柱は、財政支援の拡充により国保の財政基盤を強化することであり、二つ目の柱は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととなっている。

この国保制度改革においても、市町村は、市町村は地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険料の賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになっている。

このような状況を踏まえ、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を確保するため、次に掲げる重点事項の充実・強化・推進を図り、積極的に展開することとする。

2 重点事項

(1) 資格の適用適正化

被保険者資格の適正な適用は、医療の確保及び保険税の賦課を行う前提となる基本事項であることから、被保険者の資格の適確な把握と早期適用に努める。

(2) 保険税の適正賦課

基幹的財源である保険税について、賦課の基礎となる被保険者の所得額の把握と負担の公平性の観点に基づいた適正な賦課を行う。

(3) 収納率の向上

保険税収入の確保は、事業運営の根幹を成すものであることから、財政の健全化と被保険者間の負担の公平を図るため、効率的かつ効果的な収納対策を講じ、収納率の向上に努める。

(4) 医療費の適正化

高齢化の進展や医療技術の高度化による一人当たりの医療費の増加が見込まれる中、事業運営の安定化を図るため、保険税収入の確保のみならず、より一層の医療費支出の適正化に努める。

(5) 保健事業の推進

被保険者の健康保持増進や自らの健康管理意識の改善を図り、将来的な医療費の伸びを抑制するため、各種健（検）診事業等の受診率及び実施率の向上に努める。

(6) 広報活動の推進

国民健康保険制度に対する理解を深め、納税意識や健康管理意識の高揚を図るため、多様なメディアを活用した広報活動に努める。

(7) 研修機会の確保

国民健康保険事業に関わる担当職員のレベルアップを図るため、国、青森県、及び青森県国民健康保険団体連合会等が主催する研修会等に積極的に参加するとともに、課内研修も開催し、制度・事業に対する理解や事務処理システム操作方法等の習熟に努める。